

## 申請から交付までの流れ【郵送申請】

※「被相続人居住用家屋等確認申請書」の申請及び交付は、基本的に窓口での申請及び交付とさせていただきます。

郵送での交付を希望される場合は、申請時に郵便料分の切手を貼付した返信用（交付用）の封筒を併せて郵送してください。なお、紛失等の恐れを防ぐため、返信用の封筒は書留（簡易書留可）またはレターパック等、追跡可能なものをご用意ください。

郵送申請の場合、手続きに係る郵送料は全額申請者負担となりますので、ご了承ください。

- ① 申請者の方は、「被相続人居住用家屋等確認申請書」（以下、「申請書」といいます。）の申請前に、当課までご連絡をお願いします。

予め、電話にて申請書と添付書類の内容の確認や、交付までの流れを説明させていただきます。

【電話（0587）95-1614】

※特例の対象となるかの判断は税務署へお問い合わせください。



- ② 郵送前に提出書類の確認のご連絡をいただいた後、書類を当課まで郵送してください。担当者が書類到着を確認し、書類の不備がなければ、審査及び交付手続きを進めます。※書類に不備があった場合は申請者へご連絡いたします。その場合の審査は、追加書類が届き次第の審査となります。

申請書の到着後、確認書の交付まで1週間程度の日数を要しますので、ご了承ください。



- ③ 確認書の交付の準備が整いましたら、担当者から申請者の方に電話にてご連絡を差し上げます。



- ④ 予めご用意いただいた返信用封筒等で返信します。再交付はできませんので、ご注意ください。